

「靖国法案」反対声明資料

△資料 1

「靖国神社法案」に反対する

日蓮宗宗議会声明

「あの時夫さえ生きていたら、あの子さえ死ななかつたら、あの時お父さんさえ帰つていってくれたら」この思いこそ終戦後次第に平和と平静を取戻した時の遺族の真の心であつたことを私たちは忘れることができません。

然るに、今回議員立法として国会に提出されようとしている靖国神社法案は、この遺族の真の願いとは反対に「再び英靈に続け」と呼びかける靖国を再現しようとしている感を否定し得ません。今日の繁栄と自由と民主主義は正に英靈の大きな犠牲の中にから得たものであります。従つてわれわれはこの犠牲者に対し、再びこの悲劇をくり返すことなく淨仏国土の顯現、不戦不殺の淨土建設への精進を誓

わねばなりません。そして英靈に対する眞の供養は、そうした誓いと共に正法正師の正義に基く純粹の信仰によりてのみその成仏を祈念すべきものと信ずるのであります。

又同時にこの案が通過すれば靖国神社を拠点に国家神道が抬頭することは火を見るよりも明らかであり、次から次へと国営論が拡大し、遂には戦前にみた神ながらの大刀一すなわち神道が国教として諸宗教の上に君臨することになり、ひいてはかつての如き宗祖大聖人の御遺文の削除、御本尊干渉に見られたような横圧を招くことなしと断言することはできません。

ここに正法を受持する強盛な信仰により英靈を供養すべき真義を徹底して政府当局ならびに提出関係者に反省を求める文応以来三度国諫を行われた不惜身命の祖師の歴史のあとに続き本宗会に於てわれわれは正法受持の信仰に基き「靖国神社法案」に反対することを声明いたします。

昭和四十四年三月十五日

日蓮宗第二十二宗会

靖国神社法案に関する声明

靖国神社法案が近く国会に提出されるという報道に私は強い不安と深い危惧を懷くものであります。

神道神話にもとづく建国記念日の制定や神話教育の復活など、国民の精神思想に大きな影響をもつ文教政策の中に国家神道的色彩が色濃く復活しつつあることを私たちは憂慮をもってみつめてきたのであります。が、かつて「九段で会おう」の合い言葉のもとに日本の息子たちをアジア諸民族との戦いの庭にかり立てるより所とされていた靖国神社を、今再び国家の神社として復活せしめる法案が作られようとしていることは、最早私たちの黙視し得ぬ所であります。およそ世俗的な性格をもつ政治権力が宗教問題に干与し、宗教施設を自己の管理下におき、或いは、そのあるものを特別に保護することは本来個々人の自由な精神として育まるべき国民の宗教心を誤まらせ、ひいては国家の進路を危ぐする道であります。

わが宗祖日蓮聖人は「体曲れば影斜なり」と宗教と政治の関係について教訓されましたが、条文上いかに紛糾を加えようとも本質的に神道施設である靖国神社を再び特別な保護管理のもとに置こうとする政府与党の宗教に対する姿勢はそのまま日本国への政治姿勢を誤まらせることに通じる

であらうと指摘せざるを得ません。

明治憲法のもとにおいては、国家神道は他の宗教の上に君臨し、他のあらゆる宗教は国家権力と国家神道に従属奉仕されたのであります。

日本国憲法が「信教の自由、國の宗教活動の禁止」を規定しているのは、それが不可侵の基本的人権であるばかりでなく、かつて國家権力が神道を保護利用して仏教をはじめ他の宗教を圧迫し、教義の正しい宣布を抑圧し、国民をひとすじに破局的戦争へと導いたいまわしい歴史への反省に由来しているのであります。ことに、国家神道のもので、全宗徒の帰依の対象である大曼荼羅の国神勸請に非道な禁止を命ぜられ、門下の信仰の拠所である日蓮聖人遺文に対する理不尽な削除を強いられたわれわれ日蓮宗徒にとって、この暗い過去は忘れる出来ないものであります。

いま、複雑なアジアの情勢の中で、なしくずしに憲法の平和主義を改変しつつある政府当局者の態度をみると、以上の教訓は全国民によって改めて強く想起させるべきであります。

私たちは、戦前、為政者の誤った宗教政策に屈し、「法主國徒」の教唆の立場を捨ててこれに協力したことが、悲惨な戦争を阻止し得ぬ結果を招いた苦い経験を取り、国家が再びおかそうとする誤りを批判し、大禍を未

然に防ぐことこそ、正法を保つ者の使命であり、民主主義国家の国民としての義務に通ずるとの信念に立って、政府与党が靖国神社法案の提出をとりやめるよう強く諫懇すると共に、国会がこの法案を成立させぬよう関係各位に進言するものであります。

立正平和の会

△資料 3△

靖国神社法案に反対し、 その強行採決に抗議する声明

日蓮宗の現代教学布教の研究機関である私たち日蓮宗現代宗教研究所は、靖国神社を国営化する内容をもった「靖国神社法案」について、かねてから検討を重ねてきましたが、同法案がさる四月十二日に衆議院内閣委員会において強行採決され、さらに衆議院本会議の通過がはかられる重大な時期に当つて、左のとおり声明します。

私たちは、太平洋戦争によつて生命を失われた多くの人々に対して、すべての国民がこの尊い犠牲を決して忘れることがなく、流された血によつてからえられた平和を守りつけなければならないと固く信ずるものであります。それと同時に、この問題は何よりも国民の宗教信仰のあり方や良心に深くかかわるものであるだけに、それが特定

の政治的利害によつてとり扱われ、法制化されるものではなく、わが国が明治いら歩んできた戦争につぐ戦争の歴史を深く反省し、将来にわたつての平和な日本をきずいていくことをめざして、広く国民の同意をえて、戦争で犠牲となつた人々に対する正しい追善回向のあり方を見いださなければならぬと考えるものであります。ところが、この立場にたつて現在の「靖国神社法案」とその国会における審議・採決の状況をみると、はなはだ遺憾な点が多く憂慮にたえないものがあります。

この法案は、現在の神道施設である靖国神社の名称およびその施設を「創建の由来にかんがみ」そのままついでいくと規定されており、そうである限り条文で「靖国神社を宗教団体とする趣旨のものと解釈してはならない」（法案第二条）としても、実際には神道の施設と儀式を国が管理制度することになり、宗教にあらざる宗教として神道を他の宗教の上におくものに他なりません。このことは、他の宗教の尊厳と自主性をおびやかすものにならざるをえず、法華経と日蓮聖人の示された本化の教えによつてこそ、人間の究極的な救済（成仏）が可能であるという私たちの宗教的信念をも傷つけるものであります。日本国憲法が「宗教の自由」「政教分離」を規定しているのは、かつて神社神道が国家の宗教とされ、その下で仏教・キリスト教・教派神道など他の諸宗教が抑圧され、信仰がふみにじられ、

教義の研究・発表が著しく制限されたり、ねじまばられたばかりでなく、神社神道の宗教としての発達すらおさえられた宗教に対する国家の干渉という重大なあやまちをくり返さないためなのであり、厳正に守られなければならないものであります。

私たち日蓮宗はかつての国家神道の下で、全宗徒の帰依の対象である宗祖尊定の大豪荼羅の国神勅請に対する不当な干渉をうけ、また教義信仰のよりどころである日蓮聖人遺文への理不尽な削除を強制されたにがい歴史をかえりみて、必然的に国家神道に道を開く「靖国神社法案」に重大な危惧をいだくものであります。

さらに、同法案は、太平洋戦争の犠牲者のうち、すでに靖国神社に合祀されている者、戦没者及び国事に殉じた人々は、政令で定める規定に従い、靖国神社の申し出に基いて内閣総理大臣が決定する（法案第三条）とあり、これに該当する者のみを特別に「英靈」として顕彰しようとするものであります。このことは同じように太平洋戦争中に犠牲となった広島・長崎の原爆犠牲者や空襲によって亡くなつた人々などを対象から除外することを意味し、戦争による犠牲者を国家が差別して処遇するものであります。しかも、同法案が戦没者の「遺徳をしのび」「その事蹟をたたえ」「もつてその偉業を永遠に伝えることを目的」（法案第一条）としていることは、過去の戦争を讃美し、戦争の

惨禍をこうむつたアジア諸国民の気持をきかなでするものであると同時に将来におけるわが国の戦争行為をも是認して、新たに「英靈」を生み出す可能性をも秘めるものといわざるをえません。戦争を偉業とするこうした規定は、戦争を放棄した日本国憲法の基本精神にそむくものであり、再び戦争の惨禍をくり返してはならないと信じ、平和を願つてゐる切実な国民感情に反するものであります。

同法案を推進する立場の人々は、しきりに「遺族感情」を口にしています。しかし、一錢五厘の赤紙一枚で個人の自由な意志や判断もなく戦地に送られ、命を失なった戦没者は、「英靈」であるよりも、銃をとるよりも、自らの意志で平和な生活を送ることを望んでいたのではないでしょうか。戦没者の遺族の方々は、わが夫や息子が国家の犠牲となつたり、犠牲をおしつけ、耐え忍ばせながら「英靈」として顕彰するよりも、平和のいしづえとなつた戦没者の遺志をくみ、あの悲しみ、苦しみをくり返したくない、くり返してはならない、もうこれ以上新たに戦争を望み、戦争犠牲者がふえることを望まないと心深く思われているのではないかでしょうか。同法案は、戦没者とその遺族の平和への願いそのものに背くものであるといわざるをえないと考えます。

私たちは、仏教の平和の精神と宗祖の立正安國の祖意にたつとき、戦没者並び遺族の平和への願望に反し、また国

民を戦地に追いやつて命を失わしめた責任を回避して、戦争を讃美し、是認する同法案は、国の将来を誤まらせるものとして、これに反対せざるをえないのです。私たちは、信仰的には戦争で犠牲となつた人々の靈は、何よりも尊利の格護される墓、あるいは釈迦仏、法華經と宗祖の慈悲のうちに包まれ、諸靈の住する寺院等をふくむいっさいの道場に存すると考えます。それ故、国家ではなく、各々の信仰を尊重しつつ国民の総意によつてすべての戦争犠牲者に対する眞の追善回向がなされるべきだと思います。

同法案は、その他にも数々の不安を含むものであり、このような信仰・良心に関する重大な問題をもつ法案が、国会内の政党間の一致もなく、しかも国民の合意もまつたくなく、各宗教団体の反対の声を無視し、審議もまつたくさへすに、同法案のふくむ危惧すべき内容や問題点も明らかにされないまま強行採決と、衆議院通過がなされる事態をうみ、法制化がはかられようとしている事実に対して、きわめて理不尽な行いであると考え、今後このようなことが行われないよう関係者の猛省を促し、強く要請するものであります。

私たちは、「靖国神社法案」を強引に成立させることが、日本の平和と日本国民の平和への切実な願いに背き、とくに宗教信仰の自由と平等を妨げる重大な影響に対し、深い憂慮をもつとともに、すべての戦争犠牲者が全国民に

よつて差別されることなく平等に、眞に成仏にかなう方法で追善回向されるべきであることを願い、この法案に反対することをここに声明します。

昭和四十九年五月十六日 日蓮宗現代宗教研究所

△資料 4 △

靖国神社法案に対する意見

貴職の要請に基づいて、当真宗教団連合は、「靖国神社法案」について、左記のとおりの見解を表明し、あわせて同案を廃案とせられるよう要請いたします。

記

一、「靖国神社法案」について

全面的に反対であります。

二、反対する理由

一、宗教は、人間の至奥より発する欲求であり、他の目的の為の手段となるものではありません。故に、信教の自由は人格の尊厳を確保する根本条件であります。

一、亡き人を偲び、儀式を行うことは、全く宗教行為であり、現に靖国神社は宗教法人であります。

しかるに同法案が、解釈規定によつて靖国神社は宗教に非ずとすること自体が強弁であり、國家権力をもつて宗教法人としたり、特殊法人としたりすること

は、憲法の保障する信教の自由を侵すものであります。

一、靖国神社を特殊法人として、神社の名を冠したまま国家護持を行うことは、国民感情の名において道徳と宗教の混同であり、かつて「神社は宗教に非ず」として、国家神道をもって超宗教として、宗教の上に位置づけ、礼拝を強制し、思想統制を行った過去の誤ちを再び繰り返すことになります。

一、もし、国において、いたずらに戦争を美化することなく、痛みをもつて、戦没者全般に対して、永遠に哀悼の意を表するのであれば、その施設は国民のすべてが、それぞれの信仰・信条に従つて、厳粛に礼拝できるような性格のものとすべきであります。

昭和五十年二月三日

真宗教団連合

淨 土 真 長 神 田 寛 雄
宗本願寺派 総 長
真宗大谷派 宗務總長 嶺 藤 亮
真宗高田派 宗務總長 服 部 恭 寿
真宗仏光寺派 宗務長 善 憲 雄
真宗興正派 宗務總長 高 橋 香 苗
真宗木辺派 宗務長 浅 井 自 香
真宗出雲路派 宗務長 菅 原 茂 俊

△資料 5▽

昭和五十年二月十五日

財団法人 新日本宗教団体連合会
(略称・新宗連)

理事長 庭 野 日 敬

自由民主党

総裁 三 木 武 夫 殿

要 望 書

貴党におかれては今次国会に靖国神社法案、もしくは、戦没者の慰靈・表敬等に関する法案を提出すべく準備を進めておられると承っております。ここに本連合会の意見を表明し、もつて貴党の同法案に対する認識を更に深めていただけるよう要望する次第であります。

信教の自由とは、あらゆる精神的自由の根幹であり、民主主義の礎石の重要な部分を占めていることは歴史が明確

真宗誠照寺派 総務 波多野 晓淨
真宗三門徒派 宗務長 阪本祖温
真宗山元派 宗務長 仏木道範
衆議院内閣委員長 藤尾正行 殿

に示しているところであります。政教分離とは、信教の自由をより完全に保障するため、宗教団体の教義、布教体制、組織、諸機構、運営方針等が、国及びその機関によって支配、介入されることを堅く禁止しているものであります。同時に国及びその機関がいかなる宗教的活動を行うことをも禁止しているのであり、この原則は憲法第二十条に明記されております。

かかる観点から靖国神社法案を按するに、主として次の四点から政教分離の原則に違反し、従つて信教の自由に重大な影響を与えるものであると断ぜざるをえません。すなわち、

- 一、国が戦没者の靈をなぐさめるという宗教的活動にたずさわること。
- 二、国が宗教法人靖国神社の人格を変容せしめること。
- 三、国が宗教団体靖国神社に公金を支出すること。
- 四、国が宗教団体靖国神社を管理・監督すること。

特に二項に関する事であります。特殊法人靖国神社が成立した暁には、憲法違反のそしりをまぬがれるため、同神社の神体を変更し、祭儀の内容に変更を加えるという案を貴党は用意されていると聞きますが、宗教団体に対しても、これに過ぎる介人はないものと、宗教者としては甚だ遺憾に存ずるものであります。

また、戦没者の慰靈・表敬に関する法案については未だ

公式発表されておりませんので、審かに論評することができませんが、その精神においては、先づ国が宗教活動にたずきわり、又、宗教上の組織もしくは団体に公金を支出し（憲法第八十九条において禁止されている）かつ、管理・監督するという点から、政教分離の原則に違反することは明白であると考えます。

本連合会は設立の趣旨に「信教の自由」、「政教分離」を認い、宗教団体が公権力に左右されることなく活動できる自由を確保するため、過去二十四年間、運動を継続してきました。靖国神社法案に関しては、同法案が昭和十四年、第六十一国会に提出される直前から、四十九年の第七十二国会において五たび廻案になるまで、貴党に対しては前後十二回にわたって同法案に反対の意見を表明しました。又過去五年間、同法案を成立せしめないために衆・参両院に対し累計一千三百六十一万四千二百七人の署名を集めて請願をいたしました。本連合会の青年組織は昭和四十九年五月には貴党の衆議院内閣委員会での靖国神社法案単独強行採決に抗議して街頭集会並びに街頭行進を行つております。

貴党に対する要望いたしたいことは、戦没者の慰靈といふこと

本連合会の同法案に対する反対の意見及び態度は、いささかも變つておりません。

う、すぐれて宗教的な事柄は宗教者に任せられたい、ということであります。靖国神社は宗教法人であります。にもかかわらず、これを特殊法人として「神社」の名を冠したまま国家護持をすることは、かつて「神社は宗教に非ず」とし、国家神道を「超宗教」として他の宗教の上に位置づけて神社への礼拝を強制し、思想統制を行ったことと同一の轍をふむことになります。この戦前の誤ちを再び繰り返えすことのないよう、とくに要望いたします。

また、大きく国論を二分する中で宗教法人靖国神社を解体（特殊法人への移行を前提とした自主的擬装解散を含む）するような、良識に反する法案は、今後、国会に提出されないよう、繰り返えし要望するものであります。

現在、靖国神社は新年三が日の短期間ですら、百万人になんなんとする参拝者を迎えておりますが、このような個人の信仰にもとづく崇敬者たちによって厳粛に支持されてこそ、宗教団体の本来の面目は發揮されるものであり、それが戦没者の御靈を慰める最も適切な道であることを確信するものであります。